

私立幼稚園運営費補助金（預かり保育推進事業費補助）交付要領

秋田県教育庁幼保推進課

（通則）

第1条 この要領は、秋田県幼保推進課関係補助金等交付要綱（以下「交付要綱」という。）の関係規定に基づき、私立幼稚園運営費補助金（預かり保育推進事業費補助）（以下「本補助金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 本補助金は、未就学児の保護者の多様な保育ニーズに対応する観点から、私立の幼稚園又は幼保連携型認定こども園（以下「私立幼稚園等」という。）が行う「預かり保育」（次条第7号に定義される教育活動をいう。）の経費に対し助成することにより、未就学児の子育て支援の充実を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第3条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- （1）園児 幼稚園に在籍する児童及び幼保連携型認定こども園に在籍する児童をいう。
- （2）対象児童 園児のうち居住市町村から保育が必要であるとの認定を受けていない者をいう。
- （3）開園日 園則等で定められた開園日や、始業式から終業式までの日をいう。
- （4）教育日 開園日から次号及び第6号に掲げる日を除いた日をいう。
- （5）長期休業日 夏季休業日をいう。
- （6）通常休業日 夏季休業日を除く休業日をいう。
- （7）預かり保育 私立幼稚園等において通常の教育時間の開始前若しくは終了後又は長期休業日若しくは通常休業日に対象児童に対して行われる教育活動をいう。
- （8）特定教育・保育施設の確認 子ども・子育て支援法第27条第1項の規定による市町村の確認をいう。

（補助対象事業）

第4条 本補助金の対象事業は、私立幼稚園等における預かり保育とする。

2 本補助金は、私立幼稚園等が次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める条件を満たす場合に限り対象とする。ただし、第2号イの②、③に該当する私立幼稚園等にあつては、特定教育・保育施設の確認を受けた後、1年度に限り対象とする。

- （1） 特定教育・保育施設の確認を受けていない私立幼稚園
市町村から一時預かり事業（幼稚園型）について委託又は補助を受けていないこと。
- （2） 特定教育・保育施設の確認を受けている私立幼稚園等
次のア及びイの条件を満たすこと。

ア 平成26年度に本補助金の交付を受けている私立幼稚園であるか、又は当該私立

幼稚園から移行した幼保連携型認定こども園であること。

イ 市町村から一時預かり事業（幼稚園型）について委託又は補助を受けておらず、かつ、当該事業について委託又は補助を受けていない理由が次のいずれかの場合に該当すること。

- ① 園児の居住市町村が一時預かり事業（幼稚園型）を実施しない場合
- ② 園児の居住市町村が一時預かり事業（幼稚園型）を実施しているが、一時預かり事業（幼稚園型）としての設備・人員基準等を満たしておらず、一時預かり事業（幼稚園型）を受託できない、又は一時預かり事業について補助を受けられない場合
- ③ 園児の居住市町村が一時預かり事業（幼稚園型）を実施しており、一時預かり事業（幼稚園型）としての設備・人員基準等を満たしているが、従来の「預かり保育」の支援方法との間に大きな差異がある場合

（補助事業者）

第5条 本補助金の対象事業の実施者（以下「補助事業者」という。）は、次のいずれかに該当する者とする。

- （1）私立幼稚園等の設置者である学校法人
- （2）私立幼稚園等の設置者である学校法人以外の者であつて、学校法人化に向けた努力をするもの。

（補助要件）

第6条 補助事業者は、次の各号に掲げる補助対象区分に応じ、それぞれ当該各号に定める要件を満たさなければならない。

- （1）教育日における預かり保育
開園日の4/5以上の日数において1日2時間以上の預かり保育を実施していること。
- （2）長期休業日における預かり保育
長期休業日において10日以上、1日4時間以上の預かり保育を実施していること。
- （3）通常休業日における預かり保育
通常休業日において19日以上、1日4時間以上の預かり保育を実施していること。

2 前項に定めるもののほか、補助事業者は、預かり保育の時間中、常時、預かり保育担当者（預かり保育に従事する者をいう。以下同じ。）のうちに幼稚園教諭免許状を有する者を1名以上配置しなければならない。

（補助対象経費）

第7条 本補助金の補助対象経費は、補助対象年度の預かり保育に要した人件費、光熱水費（電気、ガス、水道及び灯油の購入費用）及びおやつ等購入費とする。

2 補助対象経費の金額は、次の各号に掲げる経費ごとに、それぞれ当該各号に定める方法より算定した金額とする。

- （1）人件費

ア 専任の預かり保育担当者がある場合

補助対象年度の当該専任の預かり担当者の賃金及び社会保険料（事業主負担分）の合計額。ただし、勤務実態に合わせて、第6条第1項に定める補助対象区分（以下単に「補助対象区分」という。）ごとに按分するものとする。

イ 専任の預かり保育担当者がいない場合

次の（a）から（e）による次の算定式で求められた金額。ただし、預かり保育のために支払われている手当がある場合は、この算定式によらず、その手当の金額とすることができるものとする。

$$\{(a) \div (b)\} \times (c) \times \frac{(d)}{(d) + (e)}$$

（a）補助対象年度の預かり保育担当者の賃金及び社会保険料（事業主負担分）の合計金額

（b）補助対象年度の預かり保育担当者の労働時間（有給休暇も含む）の合計時間数

（c）補助対象年度の補助対象区分ごとの預かり保育担当者の預かり保育担当時間の合計時間数

（d）補助対象年度において、預かり保育の提供を受ける園児の年間延べ在園児数

（e）補助対象年度において、保育認定を受けている園児の年間延べ在園児数

※年間延べ在園児数については、原則として各月1日現在の人数を積算することとし、長期休業日を含む月については、それぞれの始業日現在の人数を積算することとする。

（2）光熱水費

次の（f）から（h）並びに（1）のイの（d）及び（e）による次の算定式で求められた金額。

$$\{(f) \div (g)\} \times (h) \times \frac{(d)}{(d) + (e)}$$

（f）補助対象年度の光熱水費（電気、ガス、水道及び灯油の購入金額）

（g）補助対象年度の開園時間数（園則等で定められている開園日×開園時間）

（h）補助対象年度の補助対象区分ごとの預かり保育実施時間数（対象児童が預かり保育を利用した時間）

（3）おやつ等購入費

次の（i）並びに（1）のイの（d）及び（e）による次の算定式で求められた金額。

$$(i) \times \frac{(d)}{(d) + (e)}$$

（i）補助対象年度の預かり保育実施時に提供した補助対象区分ごとのおやつ等購入金額

（補助基準額）

第8条 本補助金の補助基準額は、補助対象区分ごとに別表に定める金額とする。この場合において、別表中の「1日平均の預かり時間」及び「1日平均の預かり保育担当者数」とは、補助対象区分ごとに、それぞれ次の各号に定めるとおりとする。また、次の各号に定

める「預かり保育を実施した時間」及び「預かり保育担当者従事時間」は30分単位での算定とし、30分に満たない時間については切り捨てとする。

(1) 教育日における預かり保育

ア 「1日平均の預かり時間」とは、補助対象年度の6月及び10月において、教育日に預かり保育を実施した時間の合計時間数を当該預かり保育を実施した日の日数で除して得られた時間数（小数点以下切り捨て）とする。

イ 「1日平均の預かり保育担当者数」とは、補助対象年度の6月及び10月において、教育日に預かり保育を実施した日の預かり保育担当者従事時間数の合計を預かり保育を実施した時間数の合計で除して得られた人数（小数点第一位を四捨五入）とする。

(2) 長期休業日における預かり保育

「1日平均の預かり保育担当者数」とは、補助対象年度において、長期休業日に預かり保育を実施した日の預かり保育担当者従事時間数の合計を預かり保育を実施した時間数の合計で除して得られた人数（小数点第一位を四捨五入）とする。

(3) 休業日における預かり保育

「1日平均の預かり保育担当者数」とは、補助対象年度の6月及び10月において、休業日に預かり保育を実施した日の預かり保育担当者従事時間数の合計を預かり保育を実施した時間数の合計で除して得られた人数（小数点第一位を四捨五入）とする。

(補助金額の算定方法)

第9条 補助金額は、前条の規定により補助対象区分ごとに算定した補助基準額の合計額と補助対象経費の実支出額を比較して、いずれか少ない方の金額（千円未満の端数は切り捨て）とする。

(事業計画書の提出)

第10条 本補助金の交付を受けようとする者は、知事が指定する日までに（別紙様式第2号）を提出しなければならない。

2 前項の事業計画書に添付すべき書類については、知事が別に定め、通知するものとする。

(添付書類)

第11条 本補助金の交付申請書に添付すべき必要な書類は、交付要綱に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類とする。

(1) 事業計画書

(2) 預かり保育実施状況等内訳書（別紙様式第3号）

(3) 預かり保育担当者人件費内訳書（別紙様式第4号）

(4) 光熱水費等内訳書（別紙様式第5号）

2 本補助金の実績報告書に添付すべき必要な書類は、交付要綱に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類とする。

(1) 事業実績報告書(交付要綱様式第9号)

(2) 預かり保育実施状況等内訳書（別紙様式第3号）

(3) 預かり保育担当者人件費内訳書(別紙様式第4号)

(4) 光熱水費等内訳書（別紙様式第5号）

3 前2項に定めるもののほか、補助事業の確認のため補助事業者に提出を求める書類については、必要に応じて知事が別途指示するものとする。

（関係書類の保存）

第12条 補助事業者は、本補助金に関する書類を補助事業が完了した日又は補助事業を廃止した日が属する年度の終了後5年間は保存しなければならない。

附 則

1 この要領は、平成23年度の補助金から適用する。

2 この要領に定める基準は、国の私立学校振興助成法施行令第4条第1項第2号イ中「社会の変化に対応した教育の改革に資するものとして文部科学大臣が定めるもの」及び私立高等学校等経常費助成費補助金（教育改革推進特別経費他）交付要綱、同取扱要領に準拠しているものである。

附 則

この要領は、平成24年度の補助金から適用する。

附 則

この要領は、平成27年度の補助金から適用する。

附 則

この要領は、平成28年度の補助金から適用する。

附 則

この要領は、平成29年度の補助金から適用する。

附 則

この要領は、平成30年度の補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和2年度の補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和3年度の補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和4年度の補助金から適用する。

別表

令和5年度預かり保育推進事業費補助金単価表

1. 交付要領第4条第2項(1)に該当する学校法人立の幼稚園

(1)教育日

(単位：円)

1日平均の預かり 保育担当者数	1日平均の預かり保育時間による補助限度額			
	5時間未満	5時間以上	6時間以上	7時間以上
1人	1,400,000	1,700,000	2,200,000	2,800,000
2人	1,900,000	2,600,000	3,500,000	4,500,000
3人以上	2,400,000	3,340,000	4,600,000	5,900,000

(2)長期休業日及び休業日

(単位：円)

1日平均の預かり 保育担当者数	補助限度額	
	長期休業日	休業日
1人	160,000	300,000
2人	440,000	700,000
3人以上	680,000	1,040,000

2. 交付要領第4条第2項(2)に該当する学校法人立の幼稚園及び幼保連携型認定こども園

(1)教育日

(単位：円)

1日平均の預かり 保育担当者数	1日平均の預かり保育時間による補助限度額			
	5時間未満	5時間以上	6時間以上	7時間以上
1人	800,000	960,000	1,120,000	1,280,000
2人	1,200,000	1,480,000	1,760,000	2,040,000
3人以上	1,600,000	2,000,000	2,400,000	2,800,000

(2)長期休業日及び休業日

(単位：円)

1日平均の預かり 保育担当者数	補助限度額	
	長期休業日	休業日
1人	160,000	300,000
2人	440,000	700,000
3人以上	680,000	1,040,000

3. その他立幼稚園

補助限度額は各表の1/4